

京銀ファクシミリサービス規定

1. 京銀ファクシミリサービスの取扱いについて貴行で受信した暗証番号および支店番号・預金種類・口座番号が届出の暗証番号および支店番号・預金種類・口座番号と一致した場合には、送信者を申込者とみなし、連絡・応答されてもさしつかえありません。
2. 入出金連絡、振込入金連絡に際して、受信方式が「自動着信」の場合、申込者指定の電話番号をコールし、自動的に連絡されてもさしつかえありません。また受信方式が「手動切替」または「準備確認」の場合、応答した者を申込者とみなして連絡されてもさしつかえありません。
3. 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、既に連絡または応答を受けた内容について、当方に通知することなく変更または取消されてもさしつかえありません。
4. 通信混雑などによる電話の不通および機器障害ならびに天災地変その他やむを得ない事由により連絡・応答が遅延したり、不能となることがあっても異議を申し立てません。
5. 京銀ファクシミリサービスの手数料については、貴行所定の手数料を毎月所定の日に預金口座から自動的に引落しのうえ、お受取りください。なお、預金の引落としにあたっては普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
6. 口座振替による手数料の引落しの取扱いについては、領収書等の発行は不要とします。
7. 電話番号を変更した場合は、ただちに貴行に届出ます。
8. (1)このサービスの契約を解約するときは、貴行に解約の旨の京銀ファクシミリサービス申込書にて届出ます。
なお、このサービスは、貴行が必要と認めた場合にはいつでも解約されてさしつかえありません。
(2)私(当)※は次の①の各号いずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このサービスの取扱いが停止され、または通知によりこのサービスの契約が解約されても異議を申しません。
なお、これにより私(当)※に損害が生じた場合でも、いっさい私(当)※の責任と致します。また、これにより貴行に損害を生じさせた場合には、その損害額を支払い致します。
※法人の場合は、当該法人等の役員を含みます。
①このサービスの取扱いに際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来に亘っても該当しないことを確約致します。
ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
②自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約致します。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という)第2条1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
イ 暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
ウ 第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
エ その他前各号に準ずる行為
9. この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
10. この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴行の責任によるものを除き、貴行に迷惑をかけません。

以上

(2020年3月16日現在)